

令和 8 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金について

賦課金は、土地改良法に基づく組合員に対し当土地改良区定款の定めるところにより、土地改良区が管理する用水路等の土地改良施設の維持管理に必要な財源に充てる目的として毎年4月1日を基準に農地に対して賦課される費用です。

なお、休耕、転作等を実施している農地についても、通常どおり賦課されますので、前もってご理解くださいますようお願いいたします。

地 区 名			10アール当たり単価	備 考
第1区	奈良堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	① 賦課金は本年4月1日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限8月28日 <u>徴収期限を過ぎますと、年利 14.6%の延滞金が加算されます。また、弁護士法人「エジソン法律事務所」と契約し賦課徴収を強化しています。</u> ③ 徴収方法 当土地改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収されます。 <u>(次ページ参照)</u>
		畑地灌漑	1, 0 0 0 円	
	玉井堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
第2区	大麻生堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
	成田堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
	荒川左岸	用排水区域	3, 5 9 0 円	
		用排水区域 (旧県営荒中事業受益外)	3, 0 4 0 円	
		用水区域	2, 7 0 0 円	
		畑排水区域	2, 9 3 0 円	
第3区	御正堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	
	吉見堰	全 区 域	2, 7 0 0 円	

2 賦課金納入方法について

賦課金の主な納入方法は、「口座振替」「現金納付」「振込納付」の三つですが、便利な口座振替をご利用ください。なお、口座振替依頼書は当土地改良区から郵送しますのでご連絡ください。

(1) 口座振替取扱金融機関（自動更新となり変更する場合は再度申請が必要です）

- ・①くまがや農業協同組合 ②ほくさい農業協同組合
- ・③さいたま農業協同組合 ④ふ か や農業協同組合
- ・①～④農協専用口座振替依頼書に、必要事項を記入、押印(通帳印)し、組合員様自らで農協で印鑑照合を行っていただき、そのまま農協にご提出してください。

- ・ 前年度から前記①～④農協以外のほぼすべての金融機関からの振替申請を始めました。
- ・ 前記①～④農協以外の専用口座振替依頼書の場合は、必要事項を記入、押印(通帳印)し、土地改良区に提出いただき、土地改良区で金融機関に口座の確認を依頼します。

(2) 現金納付取扱金融機関(コンビニ不可)

- ・ 土地改良区発行納入通知書により①～④農業協同組合(本店・各支店)もしくは、埼玉りそな銀行熊谷支店(各支店)の窓口で納入してください。ただし、この金融機関以外での現金納付の場合は、別途納入者様負担の取扱手数料が発生します。

(3) 振込納付(別途発生します振込手数料は納入者様負担となります)

- ・ 納入通知書に記載されている金融機関に必ず組合員様の氏名によりお振込ください。

3 組合員資格の交替について

相続や売買等によって農地の所有権を移転したとき、又は、組合員資格の交替(耕作者変更等)があったときは、資格を取得した方と喪失した方とが連名で届出るよう土地改良法第44条で義務付けられていますので、届出がない場合は組合員を変更できません。
(賦課金は従前の組合員に賦課されます) また、農業委員会への届出、法務局での所有権移転登記や農協への手続きを行っても、組合員は変更されませんので必ず届出てください。

届出は当土地改良区専用の組合員資格得喪通知書を使用してください。通知書はホームページからダウンロードすることもできます。

※法律抜粋(組合員の資格得喪の通知義務):「土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない」

4 よくあるお問い合わせ

Q: 親族等から農地を相続しました。相続の手続が終わってないのですが、どうしたらよいですか?

A: 土地改良法に基づき必ず組合員資格得喪通知書を届出てください。相続手続とは異なりご家族等で相談していただき、相続人代表者・予定者又は農地管理者等を決めていただき手続きください。

Q：農地を耕作者に貸しました。賦課金は所有者か耕作者のどちらが納入しなければなりませんか？

A：所有者と耕作者の当事者間で決めていただく必要があります。双方合意に至りましたら、必ず組合員資格得喪通知書を届出てください。組合員が賦課金の納入者となります。

Q：稲以外の作物を作付けして用水を使用していません。又は、耕作を放棄して用水を使用していません。賦課金は掛かりますか？

A：賦課金は、土地改良法及び土地改良区定款に基づき、施設の維持管理に必要な財源に充てるために組合員皆様からご負担いただいております。用水利用の有無で賦課金額が変わることはありません。

Q：今後農地を耕作することが無いので組合員を脱退したい場合はどうしたらよいですか？

A：農地を新たな耕作者に売買(贈与)することで、土地改良法第43条第1項の規定に基づき所有権を取得した方に組合員資格を承継する必要があります。なお、農地の売買には農業員会の許可が必要です。また、農地所有者・耕作者双方合意に基づく賃貸借(使用貸借)期間中は、組合員資格得喪通知書を届出することで、組合員資格を耕作者に異動することもできます。

ご 注 意 下 さ い ！

- ◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。
- ◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしておりません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。領収書が必要な方は個別にご連絡ください。
- ◆口座振替ができなかった方は、現金もしくは振込納入となります。(全ページ参照)
- ◆督促状の納入期限を過ぎても賦課金の納入が確認できない方に対しては、弁護士法人「エジソン法律事務所」から納入催告書等が送付されますので、弁護士事務所指定の方法により納入していただくこととなります。